

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

令和4年6月
経済産業省
中小企業庁財務課

I. 改正の趣旨

「非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予制度（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の7他。以下「法人版事業承継税制」という。）は、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下「経営承継円滑化法」という。）」第12条第1項の認定を受けた中小企業者を対象としており、その適用の前提となる要件は、経営承継円滑化法施行規則（平成21年経済産業省令第22号。以下「経営承継円滑化法省令」という。）において定めている。

今般、租税特別措置法の趣旨を踏まえた第1種贈与報告基準日等に係る規定並びに随時報告書の報告事項及びその添付書類に係る規定について所要の改正を行う。

II. 改正の概要

1 経営承継円滑化法の認定の有効期間・報告期間に関する改正（第7条、第12条関係）

経営承継円滑化法省令に規定する第1種贈与報告基準日等及び認定の有効期間（以下「円滑化省令基準日等」という。）は、租税特別措置法に規定する経営贈与報告基準日等及び経営贈与承継期間等（以下「措置法基準日等」という。）と一致するように定められている。

平成30年度税制改正により、複数の贈与者からの贈与等が法人版事業承継税制の対象とされたことに伴い、経営承継円滑化法省令の改正により、同一の後継者が、先代経営者から非上場株式等の贈与・相続等を受けた場合において、その他の株主から非上場株式等の贈与・相続等を受けるとき（以下「第二種承継」という。）が、経営承継円滑化法の認定の対象とされた。

この第二種承継の認定を受ける一定の場合について、円滑化省令基準日等が、措置法基準日等と一致しない場合が生じることから、これらを一致させるため所要の改正を行う。

2 雇用確保要件の判定時期等の適正化に関する改正（第9条関係、第13条の2、第13条の3、第13条の4、第20条関係）

1と同様の理由により、同一の者が複数の者から非上場株式等の贈与・相続等を受ける場合を念頭に、雇用確保要件の判定時期・災害特例等に関して、租税特別措置法の規定と整合させるため所要の改正を行う。

3 随時報告書の添付書類等の明確化に関する改正（第12条第6項、第8項関係）

納税が確定する場合においては、納税が免除される場合等と同様の添付書類等の提出を不要とするよう所要の改正を行う。

Ⅲ. 施行期日等

（１） 施行期日

令和4年9月1日から施行する。

（２） 経過措置

この省令の施行前にされた法第12条第1項の認定については、新規則第12条第6項及び第8項の規定を除き、なお従前の例による。